

道路占用物件の適正な維持管理について

今般の道路陥没事故の発生を受け、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、令和8年4月1日より改正道路法施行規則が施行され、道路占用許可の期間更新時における占用物件の安全性確認などの報告が義務化されました。

道路占用者の維持管理義務

国土交通省が制定した「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」において、道路管理者は、次のように道路占用者に対して占用物件の維持管理義務について 周知徹底を図ることを改めて周知するよう示されています。

- (1) 道路占用者は、占用物件について道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な維持管理をしなければならないこと。(法第 39 条の 8、規則第 4 条の 5 の 5 第一号関係)
- (2) 道路占用者は、道路管理者が占用物件について規則第 4 条の 5 の 5 第一号に基づき道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な維持管理をしていないと認めるときは、道路管理者からその是正のため損傷箇所の修繕のほか、類似事象の未然防止 のため、当該損傷箇所と類似の条件（占用物件の構造、占用開始後経過年 数及び耐用年数、占用場所等）下にある占用物件の点検等の実施及びその 結果の報告等を命ぜられることがあること。(法第 39 条の 9、規則第 4 条 の 5 の 5 第一号関係)
- (3) 道路占用者は、占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告しなければならないこと。なお、占用許可を受けた道路の占用の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって 機能する占用物件を含む。）並びに跨道橋にあっては、当該許可を受けた 日から起算して5年を経過したときも同様に報告しなければならないこと。(法第 39 条の 8、規則第 4 条の 5 の 5 第二号イ、ロ関係)
- (4) 道路占用者は、電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と 一体となって機能する占用物件を含む。）を占用する場合にあっては、点検 の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管 理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等が組織されている場 合にあっては、当該協議会等。以下この（4）において同じ。）が必要と認めるものについて、占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の 構造若しくは交通の状況その他の事情を

勘案して道路管理者が定める期 間に 1 回の頻度で道路管理者へ報告しなければならないこと。(法第 39 条 の 8、規則第 4 条の 5 の 5 第三号関係)

(5) 占有許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路 占有者は道路管理者から占有物件の維持管理の状況等について報告を求められることがあること。また、道路管理者が道路占有者の事務所等に立ち 入り、書類等の検査を行うことがあること。なお、当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたときには 30 万円以下の罰金に処されること。(法第 72 条の 2 第 1 項、法 第 106 条第八号関係) - 3 -

(6) 道路占有者が道路法の規定に違反した場合には、占有許可の取消などがあるほか、6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金等に処されること。(法第 71 条第 1 項第一号、第二号、法第 103 条第二号、第 104 条第七号関係)

道路占有者におかれましては、適切に管理し常日頃から事故が発生しないよう努めていただいておりますが、より一層の安全管理が求められていますので、改めてより安全のために、目視による点検や必要に応じ専門業者等による点検や改修をおこなっていただき、道路占有許可の更新の際には、点検結果等の報告をお願いいたします。

なお、点検にあたっては、事故等のないよう十分注意して安全に行ってください。

道路占有者は重大な事故を未然に防止するため、占有物件の適切な維持管理へのご理解とご協力をお願いいたします。

参考

「道路法施行規則の一部を改正する省令」の公布について ～占有物件の維持管理の基準を強化します～ (国土交通省ホームページ・外部リンク) (外部リンク)

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001966.html

「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について (国土交通省ホームページ・外部リンク) (外部リンク)

https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/20250929/20250929_doro_1.pdf